

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成27年2月15日号）

【今号の内容】

- 「有期特別措置法」等説明会
- 子ども・子育て支援新制度シンポジウム
- 自殺対策講演会「うつ時代をイキイキと生きる ～どくとるマンボウ家のテンヤワンヤ～」
- 働き方・休み方改善ポータルサイト
- 平成26年度ダイバーシティ経営企業100選表彰式・なでしこ銘柄発表会 シンポジウム
- 派遣先事業者セミナー
- 平成27年度女性のチャレンジ賞候補者の募集
- 育休復帰支援プランコース
- 平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表【全国版】
- 平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表【栃木県版】
- 「働き方改革」推進本部を立ち上げました
- 厚生労働省における女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画の策定
- 育児休業等の期間中は財形貯蓄もお休みできるようになります
- 「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」
- 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャラクターデザインの募集

「有期特別措置法」等説明会

栃木労働局では、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」等に関する説明会を開催します。

労働契約等の民事的ルールを定めた労働契約法が平成24年に改正され、平成25年4月から有期労働契約について3つのルールが（①無期労働契約への転換、②雇い止め法理の法定化、③不合理な労働条件の禁止）が規定されています。

この3つのルールのうち、無期労働契約への転換について、高度専門的知識を有する有期雇用労働者、定年後に有期契約で継続雇用される高齢者に関する特例を設けることを内容とする「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が昨年11月に成立し、平成27年4月1日から施行されることになっています。

- 1 日時：平成27年3月26日（木）
※ 午前と午後の2部構成
- 2 場所：宇都宮市総合コミュニティセンター・男女

共同参画推進センター大会議室A・B
(宇都宮市明保野町7-1)

- 3 内容
 - ・有期特別措置法の説明
 - ・キャリアアップ助成金の説明
 - ・改正パートタイム労働法の説明
- 4 定員：各145名（先着順）
- 5 申込期限：平成27年3月12日（木）

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/20152592532.pdf>

子ども・子育て支援新制度シンポジウム

内閣府、文部科学省及び厚生労働省では、「子ども・子育て支援新制度シンポジウム」を開催します。

子育てをめぐる課題の解決を目指し、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が制定され、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートします。

「これから子育て環境は、どのように変わっていくの？」「何が良くなるの？」

このシンポジウムでは、消費税増税分を活用し子育てを社会全体で支える本制度の内容について、各界の有識者の方より、様々な視点から分かりやすくお話しいただきます。

- 1 日時：平成27年3月3日（火）13:30～17:00
- 2 場所：日本消防会館 ニッショーホール
(東京都港区)
- 3 内容
 - (1) 基調講演
 - ①テーマ：「あなたが輝く働き方
～秘訣はワーク・ライフバランス」
 - ②講師：小室 淑恵氏（株式会社ワーク・ライフ
バランス代表取締役社長）
 - (2) パネルディスカッション
- 4 定員：600名（先着順）
- 5 申込期限：平成27年3月2日（月）

<http://www.shukuminet.com/150303sinseido/#section03>

自殺対策講演会「うつ時代をイキイキと生きる ～どくとるマンボウ家のテンヤワンヤ～」

県(障害福祉課)では、宇都宮市及び(一財)栃木県精神衛生協会との共催により、自殺対策をテーマにした講演会を開催します。

講師は、歌人・斎藤茂吉を祖父に、作家・北杜夫を父に持つエッセイストの斎藤由香さんです。

当日は、歌人であり精神科医の祖父・斎藤茂吉の生涯や、茂吉の妻輝子の豪快で毅然とした生き方を語っていただきます。

また、父である北杜夫が躁うつ病になりながらも、笑いに満ちた斎藤家のテンヤワンヤの日々の様子を語っていただき、うつ時代をイキイキと生きるコツやうつ病にならないコツを考えていきたいと思えます。

- 1 日時：平成27年2月28日(土) 13:00～14:30
- 2 場所：栃木県総合教育センター 大講義室
(宇都宮市瓦谷町1070)
- 3 講師：エッセイスト 斎藤 由香 氏
- 4 定員：350人
- 5 申込期限：平成27年2月25日(水) 先着順

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/hoken-eisei/jisatsutaisaku/jisatusougoutaisaku.html>

働き方・休み方改善ポータルサイト

厚生労働省では、企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しました。

サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や、「企業における取組事例」などを掲載しています。社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えます。

【主な掲載内容】

- ・働き方改革取組事例
- ・働き方・休み方改善ハンドブック

- ・企業向け「見える化」診断
- ・社員向け「見える化」診断
- ・政府の施策・対策

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072437.html>

平成26年度ダイバーシティ経営企業100選表彰式・なでしこ銘柄発表会 シンポジウム

経済産業省では、女性、外国人、高齢者、障害者など、多様な人材を活用してイノベーションを生み出している企業を、「ダイバーシティ経営企業100選」として表彰します。平成26年度に選定された各社の成功の秘訣を1社ずつ御紹介します。

また、経済産業省・東京証券取引所が共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介する、平成26年度「なでしこ銘柄」を発表します。

- 1 日時：平成27年3月18日(火) 15:30～18:30
- 2 場所：イイノホール（東京都千代田区内幸町2丁目1-1 イイノビル4F）
- 3 内容
 - (1) 100選受賞企業紹介
 - (2) パネルディスカッション
「働き方改革と男性社員の巻き込み方」
 - (3) 平成26年度「なでしこ銘柄」発表

http://www.diversity100sen.go.jp/pdf/diversity100_nadeshiko_01.pdf

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=obs-niljq-5efd316e40a1a0ca16d2134acd18532b>

派遣先事業者セミナー

栃木労働局では、労働者派遣法を主な議題として、派遣先事業者セミナーを開催いたします。

- 1 日時：平成27年3月12日(木) 14:00～16:10

- 2 場所：宇都宮市文化会館小ホール
(宇都宮市明保野町7-66)
- 3 主な議題：労働者派遣法について
- 4 定員：500名(先着順)

http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/event/antei/270312_hakensaki.pdf

平成27年度女性のチャレンジ賞候補者の募集

内閣府では、多くの国民に個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を身近に感じてもらえるよう、「女性のチャレンジ賞」の表彰を実施しています。

平成27年度も、一般の方からの他薦を募集しています。

あなたの知っている、チャレンジし、輝いている女性を是非御紹介ください。

- 1 テーマ
家事・子育ての経験等を生かしたチャレンジ
- 2 表彰の種類
 - (1) 女性のチャレンジ賞
 - (2) 女性のチャレンジ支援賞
 - (3) 女性のチャレンジ賞特別部門賞
- 3 応募期限
平成27年3月12日(木)

http://www.gender.go.jp/public/commendation/women_challenge/boshu.html

育休復帰支援プランコース

厚生労働省では、中小企業事業主が、育休復帰プランナーの支援を受け、育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組を実施し、労働者が育児休業を取得した場合、職場復帰した場合に、それぞれ助成金を支給します。

支給要件等の詳細は、厚生労働省ホームページを御覧ください。

1 助成額

- (1) 育児取得時：30万円
- (2) 職場復帰時：30万円

2 育休復帰支援プラン

育休復帰プランナーの支援を受け、労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰を支援するため、事業主が作成するプラン

3 育休復帰プランナー

厚生労働省が委託する事業者の委嘱を受け、事業主が育休復帰支援プランを作成する際に、相談対応やアドバイスをする者

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyouku/puranchirashi.pdf>

<http://iku-pla.pasona.co.jp/>

平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表【全国版】

厚生労働省では、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめ、公表しました。

今回の重点監督は、長時間労働削減推進本部（本部長：厚生労働大臣）の指示の下、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。

【重点監督の結果のポイント】

- 1 重点監督の実施事業場： 4,561事業場
- 2 主な違反内容
 - (1) 違法な時間外労働があったもの：
2,304事業場（50.5%）
 - (2) 賃金不払残業があったもの：
955事業場（20.9%）
 - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：72事業場（1.6%）
- 3 主な健康障害防止に係る指導の状況
 - (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：2,535事業場（55.6%）
 - (2) 労働時間の把握方法が不適正なため指導したも

の：1,035事業場（22.7%）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072217.html>

平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表【栃木県版】

栃木労働局では、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめ、公表しました。

【重点監督の結果のポイント】

- 1 重点監督の実施事業場： 57事業場
- 2 主な違反内容
 - (1) 違法な時間外労働があったもの：
38事業場（66.7%）
 - (2) 賃金不払残業があったもの：
8事業場（14.0%）
 - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：1事業場（1.8%）
- 3 主な健康障害防止に係る指導の状況
 - (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：29事業場（50.9%）
 - (2) 労働時間の把握方法が不適正なため指導したものの：16事業場（28.1%）

http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/houdou/ki_jun/270205_kajuuroudou.pdf

「働き方改革」推進本部を立ち上げました

栃木労働局、栃木県及び宇都宮市では、栃木労働局長を本部長、栃木労働局労働基準部長を副本部長とする「働き方改革」推進本部を立ち上げました。

「働き方改革」推進本部は、働き方の見直しにより長時間労働の抑制（時間外労働の削減）、年次有給休暇の取得促進等を目的として全国の労働局に設置されるものです。

2月には、県内の主要な労使団体等への協力の要請

を行いました。

今後、働き方改革の促進のための取組方伸の決定、働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成、県内企業の好事例（特に長時間労働抑制や年次有給休暇取得促進、テレワークの活用）の収集、紹介等の情報発信に取り組む予定です。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/sonota/kantoku/270120hatarakikata.pdf>

厚生労働省における女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画の策定

厚生労働省では、女性職員の採用・登用の拡大や男女全ての職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現を達成するために、「厚生労働省における女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定し、公表しました。

【主な内容】

- 1 職員の仕事と生活の調和の推進のための改革
 - (1) 働き方改革・休み方改革
 - ・ 出退勤管理の徹底
 - ・ テレワークの積極的活用
 - ・ 早出・遅出勤務の積極的活用
 - (2) 育児・介護等と両立して活躍できるための改革
 - ・ 男性職員の育児休業取得率の目標 30%
 - ・ 育児休業取得中等の職員への支援策（業務概況等の情報提供、セミナー）
- 2 女性活躍推進のための改革
 - ・ 採用者に占める女性割合の目標 30%
 - ・ 女性の登用目標達成に向けた計画的育成（柔軟な人事管理の実施、転勤の際の配慮）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2015/01/tp0128-1.html>

育児休業等の期間中は財形貯蓄もお休みできるようになります

平成27年4月1日から、財形非課税年金貯蓄（財形年金貯蓄）及び財形非課税住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）制度における「育児休業等取得者の継続適用特例」制度がスタートします。

財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」という。）は、定期的な払込みを2年間中断すると、利子等に対する非課税措置を受けられなくなってしまい、長期間の育児休業等を取った方が財形非課税貯蓄を継続できないケースがありました。

今回の制度改正により、3歳に達する日までの子について育児休業等を取った方については、所定の手続を行うことで、引き続き利子等に対する非課税措置を受けながら、財形非課税貯蓄を継続できるようになりました。

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/rousei/kinrousyu/dl/leaflet.pdf>

「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」

厚生労働省では、職場における母性健康管理を推進するため、企業や働く女性に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」を開設しています。

【主な掲載内容】

- (1) 企業に向けた情報
 - ・ 法律により企業に義務づけられている妊娠・出産時の女性労働者への対応について説明しています。
 - ・ 社内環境整備のポイントや各部門の役割など母性健康管理を推進するために役立つ情報や、他社における好事例、就業規則の規定例について紹介しています。
- (2) 働く女性に向けた情報
 - ・ 妊娠・出産時の働く女性を支援する制度について紹介しています。
- (3) 母性健康管理に関するQ&A
 - ・ 母性健康管理に関するよくある質問と回答（Q&A）を参考にすることができます。

<http://www.bosei-navi.go.jp/>

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャラクターデザイナーの募集

厚生労働省では、大学生や専門学校生などの学生に、アルバイトをする前に労働条件の確認を促すための、キャラクターのデザインを募集します。

正社員・アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、労働者には、労働基準法や労働者災害補償保険法などの法令が適用されます。

こうした事実を知らず、学生が、アルバイト先でトラブルに巻き込まれるのを防ぐため、学生自身に労働条件や労災保険などについて知ってもらうことを目的としています。

- 1 募集内容：大学生や専門学校生などの学生に、アルバイトをする前に労働条件を確かめることをイメージさせるとともに、学生が親しみを感じるようなキャラクターデザインを募集
- 2 募集期限：平成27年3月2日(月)
- 3 応募資格：特に制限はありません。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072421.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225